

各社会福祉施設等の長 殿

青森県新型インフルエンザ対策本部長
青森県知事 三村 申吾

新型インフルエンザ発生時における社会福祉施設等の対応方針について

今般、第4回青森県新型インフルエンザ対策本部会議において、厚生労働省の運用指針改定に伴う県の対応方針が変更されたことに伴い、「新型インフルエンザ発生時における社会福祉施設等の対応方針」を別添のとおり更新したので、貴施設における具体的な対処法等についてあらかじめ御検討いただくようお願いします。

なお、県内で新型インフルエンザの感染が確認された場合は、更なる感染防止策の徹底を図るとともに、貴施設において感染者等が発生した場合は、サーベイランス及び疫学的調査への協力についても併せてお願いします。

記

《主な変更内容》

利用者及び職員が感染した場合は、事業継続を基本としつつ、必要に応じて当該施設又は事業の臨時休業を要請することとしたこと（入所施設を除く。）等

※ 新型インフルエンザに関する情報については、下記ホームページに随時掲載される最新の情報に常に御留意いただくとともに、不明な点については下記の県担当課にお問い合わせくださるようお願いいたします。

(1) 厚生労働省（新型インフルエンザ対策関連情報）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/index.html>

(2) 青森県（新型インフルエンザ対策について）

http://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/health/pandemic_flu_action.html

(3) 青森県（（社会福祉施設等）新型インフルエンザ関係通知）

http://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/welfare/swine_flu.html

※ 更新後の厚生労働省の運用指針を掲載しております。

お問い合わせ先：健康福祉政策課企画政策グループ	電話 017-734-9277
高齢福祉保険課介護事業者グループ	電話 017-734-9297
こどもみらい課児童施設支援グループ	電話 017-734-9302
障害福祉課障害者支援グループ	電話 017-734-9308

新型コロナウイルス発生時ににおける社会福祉施設等の対応方針(健康福祉部)

H21.6.24

	利用者(児童)本人又は施設等の職員が感染した場合	利用者(児童)の家族又は施設等の職員の家族が感染した場合	患者が左記以外の場合
<p>障害・高齢者福祉サービス (介護施設を含む)</p>	<p>利用者(児童)本人又は施設等の職員が感染した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて当該施設の臨時休業を要請 ・当該職員の出勤停止 ・当該利用者の利用自粛(必要に応じて、感染防止対策に配慮しつつ代替サービスの利用を検討) ・入所者に対し入所施設と一体となっているサービスは継続 	<p>利用者(児童)の家族又は施設等の職員の家族が感染した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策の徹底 ・必要に応じて当該職員の出勤停止 ・必要に応じて当該利用者の利用自粛 ・その他利用者、職員等の健康状態の把握 	<p>患者が左記以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策の徹底
<p>通所施設等</p>	<p>利用者(児童)本人又は施設等の職員が感染した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて当該施設の臨時休業を要請 ・当該職員の出勤停止 ・当該利用者の利用自粛(必要に応じて、感染防止対策に配慮しつつ代替サービスの利用を検討) ・入所者に対し入所施設と一体となっているサービスは継続 	<p>利用者(児童)の家族又は施設等の職員の家族が感染した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策の徹底 ・必要に応じて当該職員の出勤停止 ・必要に応じて当該利用者の利用自粛 ・その他利用者、職員等の健康状態の把握 	<p>患者が左記以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策の徹底 ・外出の自粛 ・入所者等の健康状態の把握 ・必要に応じて当該職員の出勤停止 ・その他職員等の健康状態の把握
<p>入所施設等</p>	<p>利用者(児童)本人又は施設等の職員が感染した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて当該施設の臨時休業を要請 ・当該職員の出勤停止 ・当該利用者の利用自粛(必要に応じて、感染防止対策に配慮しつつサービス継続) ・当該利用者については感染防止対策に配慮しつつサービス継続 ・当該利用者(児童)に接触した職員等の健康状態の把握 ・その他職員等の健康状態の把握 ・非感染利用者へ他事業者の紹介等 	<p>利用者(児童)の家族又は施設等の職員の家族が感染した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策の徹底 ・必要に応じて当該職員の出勤停止 ・必要に応じて当該利用者の利用自粛 ・その他利用者、職員等の健康状態の把握 	<p>患者が左記以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策の徹底 ・外出の自粛 ・入所者等の健康状態の把握 ・必要に応じて当該職員の出勤停止 ・その他職員等の健康状態の把握
<p>訪問系事業所等</p>	<p>利用者(児童)本人又は施設等の職員が感染した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて当該事業所の臨時休業を要請 ・当該職員の出勤停止 ・当該利用者(児童)の健康状態の把握 ・必要に応じて当該利用者の利用自粛を検討(必要度の高い利用者については感染防止対策に配慮しつつサービス継続) ・当該利用者(児童)に接触した職員等の健康状態の把握 ・その他職員等の健康状態の把握 ・非感染利用者へ他事業者の紹介等 	<p>利用者(児童)の家族又は施設等の職員の家族が感染した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策の徹底 ・必要に応じて当該職員の出勤停止 ・必要に応じて当該利用者の健康状態を把握し感染防止対策に配慮しつつサービス継続 ・その他職員等の健康状態の把握 	<p>患者が左記以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策の徹底
<p>保育所 認可外保育施設</p>	<p>利用者(児童)本人又は施設等の職員が感染した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて当該施設の臨時休業を要請 ・当該職員の出勤停止 ・当該児童の利用自粛 ・発生の状況に応じ、市町村単位(一部又は全域)で臨時休業を要請 	<p>利用者(児童)の家族又は施設等の職員の家族が感染した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策の徹底 ・必要に応じて当該職員の出勤停止 ・必要に応じて当該児童の健康状態を把握し感染防止対策に配慮しつつサービス継続 ・その他児童、職員等の健康状態の把握 	<p>患者が左記以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策の徹底
<p>児童福祉サービス</p>	<p>学校の対応に準ずる</p>	<p>利用者(児童)の家族又は施設等の職員の家族が感染した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策の徹底 ・必要に応じて当該職員の出勤停止 ・必要に応じて当該児童の健康状態を把握し感染防止対策に配慮しつつサービス継続 ・その他児童、職員等の健康状態の把握 	<p>患者が左記以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策の徹底
<p>児童福祉サービス</p>	<p>児童館 放課後児童クラブ</p>	<p>利用者(児童)の家族又は施設等の職員の家族が感染した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策の徹底 ・必要に応じて当該職員の出勤停止 ・必要に応じて当該児童の健康状態を把握し感染防止対策に配慮しつつサービス継続 ・その他児童、職員等の健康状態の把握 	<p>患者が左記以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策の徹底 ・外出の自粛 ・入所者等の健康状態の把握 ・必要に応じて当該職員の出勤停止 ・その他職員等の健康状態の把握

注1) 通所施設等の臨時休業の期間及び入所施設等における濃厚接触者への分離開間は原則として7日間とする。
 注2) 施設への臨時休業の要請は、当該施設の所在する市町村と相談の上、県担当課又は市町村を通じて直接電話により行う。